

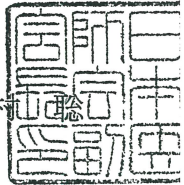
平成 28 年 9 月 1 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会副会長

今村



助成金の申請等の勧誘について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本年7月頃より、助成金事務局等と称する企業が、全国の医療機関に対し「厚生労働省推奨」として雇用関係の助成金の案内をしております。厚生労働省が所管している助成金の申請代行を請け負って、手数料を受け取るビジネスと思われるます。

厚生労働省に確認したところ、「厚生労働省推奨」という表現に対し、法規制や指導を行うことは難しいとのことでした。しかしながら、同省が当該企業の申請代行業務を推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるともいえます。

もとより、一般論として、メール、ファックスやダイレクトメール等により勧誘を行うビジネスの中には、問題事例もありうると考えられます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご留意いただくとともに、貴会会員に対し、企業等からの何らかの勧誘があった場合には、関係行政機関への確認など適切な対応をするよう、注意喚起につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

重要書類

2016年8月2日

厚生労働省推奨 助成金のご案内

理事長・院長様

助成金事務局

暑さ厳しき折、貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。

現在厚生労働省にて、返済の必要がない様々な助成金が用意されており、既に多くの医院様でご活用が進んでおります。労働者の就労環境を見直すことで支給される助成金や人材育成に力を入れている事業主様に支給される助成金等、多くの助成金が用意されています。

アベノミクスの重要な事業柱である“医療”においては平均受給額260万円と業界の中でも大変高い受給水準となっております。事業主の皆さまが普段納められている、雇用保険料が財源になっている助成金でございます。ぜひこの機会に助成金を最大限受給していただければ幸いです。

以下6つの項目に当てはまると助成金受給の対象となります。

- ▼ 一般的にクリアされている医院がほとんど
- 雇用保険に加入をしている
- 正社員は健康保険・厚生年金に加入をしている
- 労働保険料の滞納はない
- 過去3年間助成金の不支給措置をとられていない
- 過去1年間、労働関係法令の違反を行っていない
- ▼ 注意が必要
- 過去6ヶ月、従業員を会社都合により退職させていない(会社からの解雇としていない)

従業員数が1名からでも申請することができる助成金も多くあります。

当局にて助成金申請を一括代行しておりますので、一度助成対象の診断および、受給額の無料査定をさせていただければと存じます。下記連絡先にご連絡いただくよう、お願いいたします。

助成金対応コールセンター:

メール:

担当:

申請をされた医院様だけが受給されている助成金です。ぜひこの機会に貴院でも助成金をご活用頂き、経営の強化資源として頂ければ幸いです。お問い合わせお待ちしております。